

# 北中城村公園照明設備LED化事業

## 提案募集要項

令和7年7月

北中城村 建設課

## 目次

1. 募集の趣旨 .....	-1-
2. 事業概要 .....	-1-
3. 応募条件 .....	-3-
4. 応募に関する留意事項 .....	-5-
5. 本事業選定の流れ .....	-6-
6. 本事業全体のスケジュール .....	-7-
7. 参加表明書作成要領 .....	-9-
8. 提案書における提示条件 .....	-11-
9. 配布資料 .....	-11-
10. 本事業提案提出書類・作成要領 .....	-12-
11. 審査及び審査結果の通知 .....	-14-
12. 契約に関する事項 .....	-15-
13. 事業実施に関する事項 .....	-15-
14. 工事仕様 .....	-16-
15. 工事計画 .....	-16-
16. その他 .....	-16-

## 1. 募集の趣旨

本村が所有する公園内に設置されている公園照明・街路灯・トイレ灯（以下「公園照明」という。）について、リース手法を用いて、一括して省エネルギーである高効率のLED照明器具に改修するにあたり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、工事・維持管理に関する提案を受け、本村にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定する為、公募型プロポーザル方式により募集を行うものである。

## 2. 事業概要

### 1) 事業名称

北中城村公園照明設備LED化事業（以下「本事業」という。）

### 2) 事業場所

本村内全域

### 3) 契約者

北中城村

### 4) 契約方式及び契約年数

#### ① 賃貸借契約（付帯サービス付き）

契約年数 10年間

#### ② LED 公園照明への改修等

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

#### ③ LED 公園照明賃貸借（期間中の維持管理・修繕等を含む。）

令和8年4月1日から令和18年3月31日（10年間）

### 5) 事業限度総額

30,030,000円（10年間の総額）

※消費税額及び地方消費税額を含む。

※消費税は10%として計算するものとする。

### 6) 支払い方法

令和8年4月からの月払（120か月）

### 7) 事業内容

事業者は、既存公園照明の実際の設置状況を踏まえた提案を基に、賃貸借方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理）について、本村と合意した内容で契約を締結し、本事業の契約期間内においてLED公園照明設備等（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の業務を行うものとする。

- ① 現況調査等
- ② 電力契約の調査・照合・申し込み
- ③ 公園照明台帳データの作成
- ④ 本設備の導入計画・施工管理
- ⑤ 公園照明の管理プレートの設置
- ⑥ 既設公園照明（既設LED灯を除く）設備の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ⑦ 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ⑧ 賃貸借期間中の維持管理
- ⑨ 賃貸借期間終了後の対応
- ⑩ その他の留意事項

\*事業内容の詳細については、別紙「北中城村公園照明設備LED化事業仕様書（以下「事業仕様書」という。）による。

#### 8) 対象灯数

「(別添1) 対象灯数一覧」の灯数とする。

※公園照明の調査や確認業務の際に総数が増減した場合、その増減後の数量で変更契約するものとする。

### 3. 応募条件

#### 1) 応募要件

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- ② グループで応募する場合は、統括（賃貸借）役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本村との連絡窓口となり、事業遂行の責を負うものとする。
- ③ グループで応募する場合は、参加表明時に応募者の構成員すべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- ④ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に関わる諸手続及び契約等に関わる諸手続を行う。
- ⑤ 事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本村と協議したうえで合意を得る必要がある。
- ⑥ 既存設備の現場調査・設置工事・維持管理については、可能な限り村内工事事業者（北中城村に本店または支店を有するもの）及び本村商工会に加入している事業者を活用し、本事業における地域経済への波及効果を図ること。

#### 2) 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の事業役割を分担するものとする。
  - (ア) 統括（賃貸借）役割：本村の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
  - (イ) 調査役割：調査計画を策定し、それに基づき調査に関する業務を実施する。
  - (ウ) 施工役割：設置計画を策定し、それに基づき施工に関する業務を実施する。
  - (エ) その他役割：維持管理、現況把握などに関する業務を各々実施する。上記（ア）～（ウ）以外の役割を明確化している場合は、その旨を明記すること。
- ② 下請負業者の選定にあたっては、可能な限り村内工事事業者（北中城村に本店または支店を有するもの）及び本村商工会に加入している事業者を選定するよう努めること。

#### 3) 応募者の参加資格

応募者の参加資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすものとする。

- ① 応募者もしくは応募者グループの代表者は、沖縄県内に主たる事業所（本店・支店・営業所）を有すること。
- ② 応募者は、参加表明書及び資格確認に必要な書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ③ 応募者は、事業運営、維持管理などを円滑に行うための迅速な対応ができる者であること。
- ④ 応募者もしくは施工役割会社については、建築業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事に係る特定（一般）建設業許可を有していること。また同法第26条の規定による電気に係る監理（主任）技術者を持つ者を配置すること。

#### 4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 本募集要項の配布の日から提案書提出期限日までの期間に、北中城村建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ③ 本募集要項配布の日から提案書提出期限日までの期間に、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用している者。なお、北中城村暴力団排除条例に基づき、警察機関に照会を行う場合がある。  
北中城村建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。（以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申し立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- ⑦ 公告の日から過去 3 か月以内に北中城村から契約解除を受けた者。
- ⑧ 応募に係る提出書類等に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。
- ⑨ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者。
- ⑩ 最近 1 年間の法人税、法人都道府県民税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納している者。
- ⑪ 参加表明書提出日前 6 月以内に手形又は小切手の不渡りがある者、及び手形交換所による取引停止処分を受けた者。ただし、当該処分の日から 2 年以上を経過している者を除く。

#### 4. 応募に関する留意事項

1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。本村は法令に基づく場合を除く他、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

4) 本村からの提出書類の取扱い

本村が提供する資料は、応募者に係る検討以外の目的で使用してはならない。

5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本村と協議を行い、本村がこれを認めたときはこの限りでない。

7) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

8) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

9) 消費税の取扱について

事業提案金額の消費税については10%で計算するものとする。但し、賃貸借開始日より事業提案金額から消費税が変動する場合は、事業開始前に本村と協議を行うものとする。

## 5. 本事業選定の流れ

### 1) 応募者の要件

本事業提案募集への応募者は、「3. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

### 2) 応募資格要件の確認及び提案要請

本村は、本事業に対する提案募集への応募者の資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

### 3) 最優秀提案者等の選定

審査委員会により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

### 4) 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権利者となり、電気料削減等の詳細判断、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本村との詳細協議を進めるものとする。

### 5) 事業者の選定

優先交渉権利者は本村と協議を行い、協議が整えば各業務に関する契約を締結し、契約事業者（以下「事業者」という。）となる。なお、契約までの費用については優先交渉権利者の負担とする。

### 6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口 : 北中城村 建設課 都市計画係  
所 在 地 : 北中城村字喜舎場 426 番地 2  
T E L / F A X : 098-935-2268 / 098-935-5536  
電 子 メ ー ル : toshi-keikaku@vill.kitanakagusuku.lg.jp

## 6. 本事業全体スケジュール

1) 本事業は次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要項の配布（ホームページで配布）	令和7年8月13日
2	参加表明書及び資格確認書類の提出期限	令和7年8月27日
3	結果通知書等の送付	令和7年8月29日
4	質問書提出期限	令和7年9月3日
5	質問回答	令和7年9月9日
6	企画提案書の提出期限	令和7年9月22日
7	審査（プレゼンテーション、選考）	令和7年9月30日（予定）
8	最優秀及び優秀提案の選出、結果通知	令和7年10月15日（予定）
9	受託候補者と仕様等の協議	令和7年10月20日（予定）
10	契約締結	令和7年10月24日（予定）
11	既設公園照明調査・まとめ・報告	令和7年12月19日
12	公園照明LED化交換工事	令和8年1月5日～令和8年3月31日
13	台帳データ作成及び納品	令和8年3月27日
14	賃貸借・付帯サービス開始	令和8年4月1日

2) 募集要項及び各様式の配布

本村のホームページにて公表する。

3) 募集要項及び資料に対する質問受付・質問回答

本募集要項及び資料に関する質問の受付は、次により行う。

(ア) 質問者

質問は参加資格者のみとする。

(イ) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。なお、電子メールの送信の際は、件名を「北中城村公園照明LED化事業 質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの受信確認するものとする。

(ウ) 受付期間

「6. 本事業全体スケジュール」にて示す期間の午後4時まで（必着）

※電話確認は、開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで。

①質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、「6. 本事業全体スケジュール」にて示す期間までにすべての参加者宛に電子メールにて回答することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

#### 4) 参加表明書、資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書、資格確認に必要な書類を持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る）する。

##### ① 受付期間

「6. 本事業全体スケジュール」にて示す期間の午後4時まで（必着）

##### ② 提出書類

「7. 参加表明作成要領」によるものとする。

#### 5) 参加資格確認

① 参加表明事業者はすべて、参加資格確認を行う。

② 審査は、参加表明時に提出した書類をもって行う。

③ 審査結果に対する異議を申し立てることは出来ない。

#### 6) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、電子メールにて本村から応募者（代表者）に通知する。

なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書及び「9. 配布資料」の資料を「6. 事業全体スケジュール」にて示す日に発送する。

#### 7) 提案書類の提出

提案要請書を通知された応募者は、本村が提供する配布資料に示す資料を基に「10. 本事業提案提出書類・作成要領」に従い、事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

##### ① 受付期間

「6. 本事業全体スケジュール」にて示す期間の午後4時まで（必着）

##### ② 提出書類

「10. 本事業提案提出書類・作成要領」によるものとする。

#### 8) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、本事業提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第7号）を1部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出するものとする。

## 7. 参加表明書作成要領

応募者は、次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを6部（正1部、副5部）提出するものとする。

なお、提出書類のうち、会社概要、特定（一般）建設業の許可証明書、印鑑証明書、商業登記簿本、納税証明書、財務諸表、ISO 認証証明書の写し、各資格者免許証の写し及び監理技術者（主任技術者）免許証の写しは、代表者及び構成員の全てのものを提出するものとする。

### ア) 公募型プロポーザル参加表明書兼参加確認資格確認申請書（様式第2号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

### イ) グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（統括（賃貸借）役割、調査役割、施工役割など）を明確にすること。グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた合意書、契約書又は覚書等を添付すること。

なお、その合意書には、事業役割の構成企業体が本村に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

### ウ) 印鑑証明書（写し可）

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたもの。

### エ) 商業登記簿謄本（写し可）

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたもの。

### オ) 納税証明書（写し可）

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

### カ) 財務諸表（写し可）

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたもの。また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

### キ) 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたもの。

- ① 会社概要（企業名、代表者役職・氏名、設立年、資本金、従業員数、営業所一覧、年間売上金額等）（様式第4号の1）
- ② 企業状況表（様式第4号の2）
- ③ 有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）
- ④ 各役割の責任者業務実績表（様式第4号の4）
- ⑤ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

ク) 特定建設業の許可証明書（一般建設業の許可証明書）（写し可）

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。ただし、担当業務内容により、審査を受ける必要のない場合はその旨を明示すること。

ケ) リース関連事業実績一覧表（様式第5号）※応募者又は応募グループ代表者のみ  
様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

- ・ 事業件名 : 契約書上の正確な名称を記載すること。
- ・ 発注者 : 発注者名を記入すること。
- ・ 受注形態 : 単独又はグループの別を記入すること。
- ・ 契約金額 : 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。
- ・ 契約年月日 : 契約締結日を記入すること。
- ・ 契約期間 : 契約始期及び終期を記入すること。
- ・ 施設概要 : 施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月を記入すること。
- ・ 主な契約内容 : 対象機器数量を明記すること。

コ) 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。なお、本事業に関連のある資格の写しのみ提出とする。

サ) 監理技術者免許証の写し（主任技術者の写し）

施工監理役割会社における監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

シ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書を提出すること。（様式第6号）  
グループで参加の場合は、構成各社提出すること。

## **8. 提案書における提示条件**

提案者は、以下の条件に基づき、提案書を作成する。

- 1) 賃貸借及び付帯サービス契約を実施できること。
- 2) 事業者の資金により公園照明のLED化改修を行い、毎年度の賃貸借料及び付帯サービス料が定額であること。
- 3) 「(別紙2)機器仕様書」で定める仕様に応じた製品を使用すること。
- 4) LED灯具以外にサービスを実施する上で必要な設備(器具)についても対応すること。
- 5) 本村の計画に基づき工事を遂行できること。
- 6) 「6. 本事業全体スケジュール」に示した工事期間内に工事が未完となった場合、公園照明LED化工事が完工するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- 7) 本村の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行う。維持管理にかかる経費は原則として事業者が負担すること。
- 8) 本事業期間中に本村により新設される公園照明についても賃貸借対象機器同様、契約終了後まで維持管理を行う。
- 9) 契約期間終了後の本設備の所有権の帰属について言及すること。
- 10) その他、この要項に定めることその他、本提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

## **9. 配布資料**

### 1) 配布資料の内容

本事業提案要請書と併せて応募者に配布、供覧する資料は次の通りとする。

- ① 既設公園照明の概要
- ② 公園照明維持管理費(電気料、修繕費)
- ③ その他必要資料

## 10. 本事業提案提出書類・作成要領

### 1) 事業提案時の提出書類

応募者は、次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを6部（正1部、副5部）提出すること。

- ① 提案書提出届（様式第8号）
- ② 提案総括表（様式第9号の1～9号の3）
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式第10号の1）
- ④ 公園照明台帳データ納品等提案書（様式第10号の2）
- ⑤ 使用機器提案書（様式第11号）
- ⑥ 事業資金計画書（様式第12号の1～12号の3）
- ⑦ 維持管理等提案書（様式第13号の1～13号の2）
- ⑧ 工事中の対応・廃棄計画書（様式第14号）
- ⑨ 契約終了後の対応（様式第15号）
- ⑩ 村内業者の活用（様式第16号）

### 2) 作成要領

一般的事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全て横書きとする。尚、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。
- ② 提案書提出届により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。  
尚、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

### 3) 提案書提出届（様式8号）

### 4) 提案総括表

- ① 提案の概要（様式9号の1）  
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。
- ② 改修提案項目一覧表（様式9号の2）
- ③ 賃貸借契約内容提案書（様式9号の3）  
削減予定額、賃貸借料及び付帯サービス料、賃貸借期間について記載すること。

### 5) 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書（様式10号の1）

現地調査及び電力契約の調査・照合について既設公園照明（既設LED灯を含む）の位置や設備の調査方法、電力契約の調査・照合・突合方法、公園照明設置許可申請等について記載すること。

### 6) 公園照明台帳データ納品等提案書（様式第10号の2）

公園照明台帳データの納品について、データ内容の精度維持および精度向上の方法、更新データの管理方法等について記載すること。

7) 使用機器提案書 (様式 11 号)

使用機器の詳細について、詳細検討に基づき使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。製品の設計図や仕様書を添付する場合、それらは提案書制限枚数に含めない。

8) 事業資金計画書

①調査業務費計画書 (様式 12 号の 1)

調査業務に関する費用について記載すること。

②工事業務費計画書 (様式 12 号の 2)

工事業務に関する費用について記載すること。

③維持管理業務費計画書 (様式 12 号の 3)

維持管理業務に関する費用について記載すること。

9) 維持管理等提案書

①維持管理計画書 (様式 13 号の 1)

本設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既存LED公園照明の保証、新設予定の公園照明の維持管理についての提案、コールセンターの運用方法、加入する保険等、コスト削減及びサービス水準の向上等視点で工夫している点があれば記載すること。

②緊急時対応提案書 (様式 13 号の 2)

緊急時(故障時・災害時を含む)について、対応方法および対応の体制等を記載すること。

10) 工事中の対応・廃棄計画書 (様式 14 号)

工事施工にあたり、安全管理・工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、電力会社への申請、工事完了期限、本設備の引き渡し、修繕(維持管理)業者の活用方法に関する内容、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。また、工事着工後に寿命を迎えた水銀灯や劣化の著しい独立柱の建替について提案がある場合は記載すること。

11) 契約終了後の対応 (様式 15 号)

賃貸借期間終了後の対応、本設備の取り扱いについて記載すること。

12) 村内業者の活用 (様式第 16 号)

村内業者の活用内容(金額設定や施工計画における担保等について)について記載すること。

## 11. 審査及び審査結果の通知

### 1) 審査

本件における審査は、本村職員の委員で構成される「北中城村公園照明設備LED化事業プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行うこととする。

審査委員会において提案内容等を審査し、評価点の合計が最も高い提案者を優先交渉権利者、次に高かった提案者を次選交渉権利者とする。ただし、評価点が最も高く、かつ同点となった場合には、見積金額がより低い提案者を優先交渉権利者とし、次に低い提案者を次選交渉権利者とする。

なお、優先交渉権利者と協議が整わない場合、又は契約を締結できない事由が発生した場合は、次選交渉権利者を優先交渉権利者とする。

### 2) 審査基準

審査委員会が、プロポーザル実施要領の趣旨に合致しているか、プレゼンテーションの内容等について総合的な審査を行う。

審査の基準は、「(別添 3) 北中城村公園照明設備LED化事業者の公募に係る評価要領」を参考とすること

### 3) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、企画提案内容の実行能力を審査する。(1者あたり35分以内：プレゼンテーション20分・ヒアリング「質疑時間」15分)  
※機材(スクリーン及びプロジェクター)は事務局で用意する。
- ② 最低基準点を設け、提案のすべてがこれを下回る場合は契約を行わず、再度公募を行う。  
なお、最低基準点は6割とする。  
また、応募者が1者となった場合でも審査委員会において審査を行い、最低基準点を満たす場合、当該応募者を優先交渉権利者とする。

### 4) 審査結果の通知

- ① 審査結果は、提案者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 本村のホームページにて、優先交渉権利者及び次選交渉権利者を発表する。

### 5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合。
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合。

## 12. 契約に関する事項

### 1) 契約の手順

本村と優先交渉権利者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に導入業務に関する契約締結の為の手続きを行う。

### 2) 契約の時期

令和7年10月

### 3) 契約の概要

募集要項、仕様書等に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき調査及び工事、維持管理に関する業務内容並びに支払方法等を定めるものとする。また、本村と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

## 13. 事業実施に関する事項

### 1) 誠実な業務遂行

- ① 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本村と契約事業者の両方で誠意をもって協議すること。

### 2) 賃貸借期間中に事業者と本村の関わり

- ① 本事業は、事業者の責により遂行され、本村は契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

### 3) 本村と事業者との責任分担

#### ① 基本的な考え

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

#### ② 予想されるリスクと責任分担

本村と事業者の責任分担は、原則として北中城村公園照明LED化賃貸借に係る仕様書の「表：本事業の予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で本提案を行うものとする。尚、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

#### ③ 事業の継続が困難となった場合における措置

契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、賃貸借及び付帯サービスに係わる契約書において定めるものとする。

#### 14. 工事仕様

- 1) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本村と事前に調整をすること。
- 2) 取り外した灯具の取り扱いについては、本村が方法を指定した場合は、それに従うこと。
- 3) 安全管理に十分配慮すること。

#### 15. 工事計画

工事計画は、次の基準で作成すること。尚、具体的な工事計画については工事着手前に本村と協議すること。

- 1) 工事の優先順位
  - ①既設の公園照明で故障が発生した箇所。
  - ②その他、本村が優先と判断した箇所。
- 2) 工事方法  
設置する本設備については、仕様書等を遵守すること。

#### 16. その他

- 1) 個々の機器の設置が完了した時点から使用の試行を開始する事とし、賃貸借期間開始までに障害が発生した場合は、事業者の責において修復することとする。
- 2) 本事業において導入する機器類は、期間終了後は発注者の所有となることから、固定資産税は非課税とする。

以上